長野市介護保険フレッシュ情報

号　外

介 護 保 険 課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ＞組織でさがす＞
保健福祉部＞介護保険課＞長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報　検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

も　く　じ

○【改訂】「（長野市）ケアプランの軽微な変更に関する考え方と該当する事例」の一部改訂について
○【依頼】個人防護具の配布希望調査について

【改訂】「（長野市）ケアプランの軽微な変更に関する考え方と該当する事例」の一部改訂について

ケアプランを変更する際には、原則として、新たにケアプランを作成する時と同様の業務を実施しなければなりません。

しかし、国通知においては「利用者の希望による軽微な変更」と判断した場合には、ケアマネジメントの一連の業務（基準第13条第３号から第12号）を省略することができるとし、10項目について例示されています。

これに対し、本市の基本的な考え方は、①利用者の状況に大きな変化がないことが前提で、②援助の方針や方向性、目標が変更にならないものとし、軽微な変更に該当する事例としてこれまでお示ししてきましたが、昨今、介護事業所の合併や事業形態の変化等も相まって、利用者を取り巻く介護環境の変化も考慮し、更なる介護支援専門員の業務負担の軽減を図ることを目的に、見直しを行いました。

しかし、「これはあくまでも例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。」とされていることから、判断に迷う場合は、担当課へご相談ください。詳しくは、長野市ホームページをご確認ください。

なお、居宅介護支援事業所及び長野市地域包括支援センターへは既にメールにて送付しています。

改訂日：令和８年11月１日からのケアマネジメントに適応

※長野市ホームページ掲載場所

「長野市トップページ　MENU」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉・介護」→「介護保険に関する事業者向け情報」→「居宅介護支援」→「ケアプランの「軽微な変更」に関する考え方と該当する事例」

https://www.city.nagano.nagano.jp/n101500/contents/p005576.html

問い合わせ先
介護保険課　給付担当
ＴＥＬ：026－224－7871
地域包括ケア推進課　企画・管理担当
ＴＥＬ：026－224－7935
中部地域包括支援センター
ＴＥＬ：026－224－7174

【依頼】個人防護具の配布希望調査について

長野県介護支援課から、「国における個人防護具の配布希望調査について」事務連絡がありました。配布の内容、調査の内容については【別紙２】をご確認ください。配布される防護具は【別紙３～５】を参照ください。

申込み受付期間：令和８年11月２日（月）～令和８年11月12日（木）

問い合せ先：長野県介護支援課施設係
ＴＥＬ：026－235-7113
Ｅメール:kaigo-shisetsu@pref.nagano.lg.jp

長野市高齢者活躍支援課　介護施設担当
長野市地域包括ケア推進課　企画・管理担当

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。
業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはＦＡＸ、Ｅメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合せ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当
電　　話： 026-224-7871（直通）/ ＦＡＸ： 026-224-8694
Ｅメール： kaigo@city.nagano.lg.jp

FEEL NAGANO, BE NATURAL
この街で、わたしらしく生きる。長野市